

袖ヶ浦市防犯灯 LED 化整備事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和元年 6 月

袖ヶ浦市 市民活動支援課

目 次

1	事業の目的	1
2	事業概要	1
3	プロポーザル方式を採用する理由	3
4	事業スケジュール	3
5	応募条件	3
6	募集期間及び応募方法	5
7	選定委員会の設置	6
8	審査及び結果通知	7
9	参加表明書等作成要領	9
10	本事業提案提出書類作成要領	10
11	その他の留意事項	11

1 事業の目的

袖ヶ浦市（以下「本市」という。）には、5, 223灯の防犯灯が設置されている。その内、LED化されている防犯灯は563灯（全体の約10%）となっており、残りの4,660灯は消費電力が大きい蛍光灯となっている。

これについて、本市に設置している蛍光灯の防犯灯をLED灯具に交換することで、省エネルギー化の推進による低炭素社会の実現、電気料の削減、修理並びに交換回数の削減による財政負担の低減を図るものである。

2 事業概要

(1) 事業名

袖ヶ浦市防犯灯LED化整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

本市内全域

(3) 契約方式

リース（賃貸借）契約（付帯サービス付き）

(4) 契約年数

10年間

(5) 事業期間

① LED灯具への改修等

契約締結日の翌日から令和2年3月31日

② LED防犯灯リース（期間中の維持管理・修繕等を含む。）

令和2年4月1日から令和12年3月31日（10年間）

(6) 事業内容

事業者は、防犯灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、リース方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理サービス等）について本市と合意した内容でリース契約を締結し、LED防犯灯設備（以下「本設備」という。）等を、善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

① 現地調査

② 電力契約の調査・照合・申込み

③ 防犯灯台帳データの作成、及び既設防犯灯管理システムへの更新データ提供

④ 本設備の施工計画・施工・施工管理

- ⑤ 既設防犯灯（既設 LED 灯を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ⑥ 既設防犯灯管理プレートの撤去及び新規防犯灯管理プレートの設置
- ⑦ 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ⑧ 既設 LED 灯の維持管理
- ⑨ リース期間中の新設防犯灯及び移管等により取得した防犯灯の維持管理
- ⑩ リース契約終了後の対応

※事業内容の詳細については、別紙「袖ヶ浦市防犯灯 LED 化整備事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（７）リース（賃貸借）物件

LED 灯具・配線及び取付け金具等関連機器（以下「機器」という。）、防犯灯管理プレート、既設防犯灯管理システムへの更新データ等

（８）対象灯数

LED 化対象（蛍光灯）	4, 660基
既設 LED 灯	563基
合計基数	5, 223基
新規設置灯数（保守管理のみ）	800基

※対象は、袖ヶ浦市所有分とする。

※合計基数は、平成31年3月末現在の数値である。

※新規設置灯数は、毎年度80基、10年間で800基を想定している。

ただし、この800基分は、本事業にて新規設置工事を行うものではなく、市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けた LED 防犯灯について、保守管理のみを対象とする。

※防犯灯の調査や確認業務により総数が増減した場合、その増減後の数量で施工するものとする。

（９）提案限度額

220,000,000円（契約期間中の総額であり、かつ消費税額及び地方消費税額を含むものとする。）

ただし、上記金額は契約時の予定額を示すものではなく、本市の債務負担行為の総額であり、本事業に係る提案はこの提案限度額を超えてはならない。

（10）支払方法

令和2年4月からの月払い（120ヶ月）

3 プロポーザル方式を採用する理由

LED化の推進にあたっては、民間企業のノウハウ、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本市にとって最も有益な効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

また、審査の結果、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権利者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約締結を経て事業を実施するものである。

4 事業スケジュール

No.	項目	日程
1	実施要領の配布（ホームページで公開）	令和元年6月19日（水）～7月3日（水）
2	実施要領に関する質問受付	令和元年6月19日（水）～6月25日（火）
3	質問の回答	令和元年6月28日（金）
4	参加表明書・資格確認書類の受付	令和元年6月19日（水）～7月3日（水）
5	企画提案参加者決定・結果通知 プロポーザル提案要請書の発送	令和元年7月9日（火）
6	企画提案書提出期限	令和元年7月24日（水）
7	ヒアリング審査（プレゼンテーション）	令和元年8月2日（金）
8	企画提案審査結果通知	令和元年8月7日（水）
9	詳細協議・契約	令和元年9月下旬まで
10	現地調査・電力契約照合・事業計画等	令和元年9月下旬～11月下旬
11	防犯灯LED化（灯具交換）	令和元年10月～令和2年2月上旬
12	リース開始（維持管理含む）	令和2年4月1日～令和12年3月31日

※提案内容によっては、仮契約や財産の取得についての議会の議決等が必要になります。

※防犯灯の調査や確認業務により対象灯数が増減した場合は、契約内容等について協議するものとする。

5 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、本事業を履行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。
- ② グループでの応募の場合、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとする。
また、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
ただし、防犯灯の工事等に活用する市内業者については、応募時の構成員に含めないものとする。
- ③ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等

に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の事業役割を分担するものとする。
 - ア 統括役割 本市の対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - イ 調査役割 調査計画を策定し、それに基づき調査に関する業務を実施する。
 - ウ 施工役割 設置計画を策定し、それに基づき施工に関する業務を実施する。
 - エ その他の役割 上記ア、イ、ウ以外の維持管理、金融、本設備供給、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- ② 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意書式）を別途本市に提出すること。
なお、その合意書には、事業役割の構成企業体が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。
- ③ 下請負業者又は協力業者の選定にあたっては、市内電気工事業者（袖ヶ浦市内に本店又は支店を有する者）を優先して選定するよう努めること。

(3) 応募者の資格

本企画提案への参加を希望するもの（以下「参加希望者」という。）は、以下の参加条件を満たしていなければならない。

- ① 本市の入札参加資格者名簿の物品に登録されていること。なお、グループの場合は、その代表者が本市の入札参加資格者名簿の物品に登録されていること。
- ② 参加表明書及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 事業運営・維持管理を円滑に行うため、迅速に対応できる者。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループ構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者。
- ② 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）による指名停止措置の期間中である者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に

基づく破産開始の申立をしている者。

- ⑥ 募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出している者。
- ⑦ 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団等及びその利益となる活動を行う者。
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がある者。
- ⑨ 袖ヶ浦市に課税客体があるものによっては、市税の滞納がある者。

(5) 応募にあたっての留意事項

市内業者の活用

設置及び保守管理業務については、LED照明を良好な状態に保つこと及び障害発生時等に緊急対応が必要となること、並びに地域経済の活性化を図るため、防犯灯等の設置実績がある第二種電気工事士以上の資格を有する市内電気工事業者（袖ヶ浦市内に本店又は支店を有する者）の優先的な活用に努め、適正価格において活用すること。

6 募集期間及び応募方法

(1) 実施要領及び各様式の配布

本市のホームページにて公表する。

(2) 実施要領に対する質問受付・質問回答

本要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

- ① 質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。なお、電子メールを送信する際は、件名を「袖ヶ浦市防犯灯LED化整備事業質問書」と記載すること。
- ② 受付期間 令和元年6月19日（水）～6月25日（火）午後3時まで（必着）
- ③ 質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和元年6月28日（金）に本市のホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出すること。

- ① 受付期間 令和元年6月19日（水）～7月3日（水）（必着）
受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- ② 受付場所 袖ヶ浦市 市民健康部 市民活動支援課
- ③ 参加表明時の提出書類
9 参加表明書等作成要領によるものとする。なお、応募者は、提出書類に各々書類

符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出する。

- ④ 提出書類のうち、会社概要・企業状況表・印鑑証明書・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）・納税証明書（国税、千葉県税、袖ヶ浦市税）・暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書は、代表者及び構成員全てのものを提出するものとする。
ただし、本市の入札参加資格者名簿に登録のある者は、印鑑証明書・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）の提出を省略することができる。

（4）参加資格確認結果及びプロポーザル提案要請の通知

参加資格の結果は、電子メール及び書面で本市から応募者に通知する。

なお、企画提案の提案者として資格が確認された者については、プロポーザル提案の要請を令和元年7月9日（火）に通知する。

（5）プロポーザル提案書の提出

プロポーザル提案の要請を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に、10 本事業提案提出書類作成要領に従い、本事業提案書を作成し、事務局へ提出すること。

- ① 提出期限 令和元年7月24日（水）（必着）

受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- ② 提出書類 10 本事業提案提出書類作成要領によるものとする。

（6）参加を辞退する場合

プロポーザル提案の要請を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

7 選定委員会の設置

本件における審査は、本市職員の委員7名で構成される「袖ヶ浦市防犯灯LED化整備事業提案採用者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととする。

選定委員会において提案内容を審査し、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権利者とする。ただし、最高得点者が2者以上ある場合は、1位と評価した委員が最も多かった者を優先交渉権利者とする。また、優先交渉権利者と協議が整わない場合、又は契約を締結できない事由が発生した場合は、次点者を優先交渉権利者とする。

なお、選定委員会の委員構成は、次のとおりである。

- ① 市民健康部長
② 市民健康部保険年金課長

- ③ 企画財政部財政課長
- ④ 総務部管財契約課長
- ⑤ 都市建設部土木管理課長
- ⑥ 市民健康部市民活動支援課長
- ⑦ 市民健康部市民活動支援課交通防犯班長

8 審査及び結果通知

(1) 評価基準

選定委員会が、事業資金計画、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、本市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。なお、審査の基準及び配点は次の配点表のとおりとする。

<配点表>

評価項目	審査内容	配点
①企業概要	経営状況	50
	類似事業実績	50
②事業費	事業費	300
③施工計画・施工内容	調査手法、調査項目、調査内容等の妥当性	100
	施工計画、安全管理、廃棄計画の妥当性	50
④使用機器及び管理システム	使用機器についての的確性・独自性	100
	管理システムへの信頼性・独自性	100
⑤維持管理	維持管理の具体性・独自性	100
	緊急時対応	100
⑥その他	市内業者の活用	200
	契約終了後の対応	50
合計点数		1,200

※上記は、審査員1人あたりの配点である。

(2) 審査の流れ

企画提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からのプレゼンテーション及びヒアリング（1者あたり40分以内：プレゼンテーション20分・ヒアリング20分）をもとに、企画提案内容の実行能力を審査する。
※機材（スクリーン及びプロジェクター）は事務局で用意する。
- ② 審査の結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権利者とする。
- ③ 最低基準点を設け、提案の全てがこれを下回る場合は契約を行わず、再度公募を行う。

なお、最低基準点は、合計点数5,040点(1,200点(満点)×審査委員数(7名)×0.6)とする。また、応募者が1者となった場合でも選定委員会において審査を行い、最低基準点を満たさなかった場合、再度公募を行うものとする。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者に書面で通知するものとし、電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市のホームページで公表する。なお、最優秀提案者については、社名と得点、それ以外の者は匿名とし、得点のみを公表する。

(4) 詳細協議

優先交渉権利者の決定後、電気料削減等の詳細判断、最終仕様、並びに契約を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権利者との協議が整った場合、優先交渉権利者は本市と契約を締結し、契約事業者となる。本契約締結までの費用については、優先交渉権利者の負担とする。優先交渉権利者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行い、協議が整えば次点者と本契約までの手続きを行うものとする。

なお、提案内容によっては、仮契約や財産の取得についての議会の議決等が必要になります。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本要領に違反すると認められる場合。

(7) 事務局

本件に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口	袖ヶ浦市 市民健康部 市民活動支援課
住所	〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1
電話	0438-62-3106
電子メール	sode03@city.sodegaura.chiba.jp
ホームページ	http://www.city.sodegaura.lg.jp/

9 参加表明書等作成要領

(ア) 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）

グループで参加する場合は、代表企業名で作成し提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（統括役割、調査役割、施工役割、その他の役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた事業役割等に関する合意書、契約書又は覚書等を本市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業体が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(ウ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

(エ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。

(オ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。袖ヶ浦市に課税客体があるものにあつては、本市完納証明書も提出すること。

(カ) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

(キ) 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

ア 会社概要（企業名、代表者役職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等）（様式第4号の1）

イ 企業状況表（様式第4号の2）

ウ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の3）

エ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであつても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(ク) リース関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

ア 事業件名 : 契約書上の正確な名称を記入すること。

イ 発注者 : 発注者名を記入すること。

- ウ 受注形態 : 単独又はグループの別を記入すること。
- エ 契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- オ 契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
- カ 契約期間 : 契約始期及び終期を記入すること。
- キ 施設概要 : 施設の主な用途、規模数量等、改修工事完了日等を記入すること。
- ク 契約内容 : 対象機器等を記入すること。

(ケ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書 (様式第6号)

10 本事業提案提出書類作成要領

(1) プロポーザル提案時の提出書類

次の提出書類に、必要書類及び各様式のデータ一式を格納した CD-R を1部添えて、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを10部 (正本1部、副本9部) 提出すること。

- ① 提案書提出届 (様式第8号)
- ② 提案総括表 (様式第9号の1~3)
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書 (様式第10号)
- ④ 施工計画及び廃棄計画書 (様式第11号)
- ⑤ 使用機器提案書 (様式第12号)
- ⑥ 袖ヶ浦市防犯灯管理システムに関する提案書 (様式第13号)
- ⑦ 事業資金計画書 (様式第14号の1~3)
- ⑧ 維持管理等提案書 (様式第14号の4~5)
- ⑨ 契約終了後の対応 (様式第15号)
- ⑩ 市内業者の活用 (様式第16号)

※企画提案書に記載されている項目以外についての提案 (パワーポイントを利用する際の資料等) がある場合には、別途資料を提出すること。(様式自由)

(2) 作成要領

提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類、表紙をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 判以外の様式については、A4 判サイズに折り込むこと。

- ① 提案書提出届
- ② 提案総括表

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また、リース及び付帯サービス料、電気料、維持管理費の削減予定額、市等により新規設置された防犯灯の維持管理等について記載すること。

- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書
現地調査及び電力契約の調査・照合について、既設防犯灯（既設 LED 灯を含む）の位置や設備の調査方法、電力契約の調査・照合・突合方法、道路占用等設置許可申請等について記載すること。
- ④ 施工計画及び廃棄計画書
工事の施工にあたり、施工計画・安全管理・廃棄計画・技術者の配置に関し、品質管理、工事完了期限、リース設備の引き渡し、市等により新規設置された防犯灯の維持管理等について、重要と判断する事項について記載すること。
- ⑤ 使用機器提案書
使用機器の詳細について、使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。
- ⑥ 袖ヶ浦市防犯灯管理システムに関する提案書
本市が運用している袖ヶ浦市防犯灯管理システムについて、施工後の更新データ及び写真データの提供、及びリース開始後のデータ更新頻度等について記載すること。
- ⑦ 事業資金計画書
 - (ア) 調査業務費計画書
調査業務に関する費用について記載すること。
 - (イ) 工事業務費計画書
工事業務に関する費用について記載すること。
 - (ウ) 維持管理業務費計画書
維持管理業務に関する費用について記載すること。
- ⑧ 維持管理等提案書
 - (ア) 維持管理計画書
本設備等の維持管理業務に関する内容について記載すること。また、加入する保険、コスト削減、サービス水準の向上や保証等について、工夫していることを記載すること。
 - (イ) 緊急時対応提案書
緊急時（故障時・災害時を含む）について、維持管理体制並びに住民通報窓口等の対応方法を記載すること。
- ⑨ 契約終了後の対応
リース契約期間終了後の対応、本設備等の取扱いについて記載すること。
- ⑩ 市内業者の活用
市内業者の活用内容（金額設定や施工計画における担保等）について記載すること。

1 1 その他の留意事項

- ① 本プロポーザルは、「袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱」に基づき実施する。

- ② 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ③ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、提出書類は提案採用者の選定以外に無断で使用しない。
- ④ 提出された書類の差替え、再提出は認めない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることができる。
- ⑤ 本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ⑥ 提出された本プロポーザルに係る資料については公開しない。ただし、袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）による開示又は公開請求のあるときはその対象とするものとし、公開の範囲は市と該当する提案書類の提出者との協議のうえ、決定するものとする。
- ⑦ 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、本市がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑧ 提出した提案書は、契約時の本業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提出された書類に従って履行されない場合には、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。
- ⑨ 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがある。
- ⑩ 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑪ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑫ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- ⑬ 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- ⑭ 本事業の対応時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）、12月29日から1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。